

2021年5月14日

各 位

会 社 名 表 示 灯 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 田 正 剛
(コード番号：7368 東証市場第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 永 井 東 一
(TEL. 052-307-6633)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の定款変更について、2021年6月25日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主の皆様の利便性向上の観点から、単元未満株式を有する単元未満株式の数と併せ、
1 単元の株式の数となるべき数の株式の売渡しを当社に対し請求できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第10条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行のとおり) (1) (現行のとおり) (2) (現行のとおり) (3) (現行のとおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

<p>(新 設)</p> <p>第 10 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>[現行定款第 10 条から同第 47 条までをそれぞれ 1 条ずつ繰り下げる]</p> <p>第 <u>11</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 6 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2021 年 6 月 25 日 (予定)

以上